

逗子市民のみなさまへ

## 第44回逗子市民まつり出店者募集のお知らせ

実施日 令和4年11月6日(日) 10:00~15:00 (荒天中止)

会場 池子の森自然公園陸上競技場(逗子市池子1丁目8-11)

市民まつりに出店を希望される方を次の要領で募集いたします。

☆応募資格①市内在住の個人・団体・商工業者(申込者が市内在住である事)。

②裏面記載の重要な出店ルールにご協力いただける事。

☆募集内容

出店場所・募集数	出店サイズ	金額	備考
400mトラック 約25店(車両出店3店含む)	間口3.6m奥行3.0m (※レンタルテント は3.6×2.7mです)	5,000円	テントは各自ご用意ください。 テントレンタルの場合、別途 10,000円申し受けます。

※一人1店までです。重複しての申込はできません。出店場所は400mトラック外周部エリアです。

☆応募方法 往復はがきに必要事項を記載のうえ、下記事務局までご応募いただくか、下記QRコードからウェブよりご応募下さい。応募者多数の場合は厳正な抽選を行い、当落については返信はがき(ウェブ応募はメール)にてご連絡いたします。

☆記載内容 ①住所②氏名③団体名(出店資料表示名)④電話番号⑤出店内容(焼きそば、Tシャツ販売等詳しくお書きください。食品取扱の場合、現地での調理をとまなうものか、あるいは販売のみの出店かを明記してください)⑥テントレンタルの希望有り無し

☆応募期間 令和4年9月16日(金) 必着

☆出店手続 当選された方は、9月29日(木)、9月30日(金)に開催の出店申込手続きにお越しください。受付時間は当選通知はがき又はメールに記載いたします。当選通知はがき・顔写真・出店料・免許証等住所の確認できる物をご持参ください。

(往復はがき記載例)

<p>郵便往復はがき</p> <p>2 4 9 0 0 0 4</p> <p>返信はがきの裏面</p> <p>〒</p> <p>逗子市沼間一五十一</p> <p>逗子市商工業 市民まつり係</p> <p>(白紙)</p> <p>抽選結果を印刷しますので、 記入しないでください。</p>	<p>郵便往復はがき</p> <p>2 4 9 0 0 0</p> <p>往信はがきの裏面</p> <p>〒</p> <p>逗子市〇〇</p> <p>丁目</p> <p>番地</p> <p>様</p> <p>(出店申込者の住所及び氏名)</p> <p>1 住所</p> <p>2 氏名</p> <p>3 団体名(出店資料表示名)</p> <p>4 電話番号</p> <p>5 出店内容 (※焼きそばを会場で調理し販売する、T シャツ等衣料品の販売、など、詳しくお書 きください。食品取扱の場合、現地での 調理をとまなうか、あるいは販売のみな のかを明記してください)</p> <p>6 テントレンタル希望 (有料レンタルの希望の有り無しを お書きください)</p>
---	--

(市民まつり URL)



<http://zushi-sci.jp/?aid=171>

ウェブ応募の場合、はがきよりも  
入力項目が少ないです!

☆応募先・お問合せ 逗子市民まつり実行委員会事務局 逗子市沼間1-5-1(逗子市商工会内)  
電話 046-873-2774 FAX046-872-2300 担当 小牧 高橋

## 第 44 回 返子市民まつりにおける重要な出店ルール（詳細は出店申込時にお伝えします）

- ① 新型コロナウイルス感染症対策が必要となります。具体的にはマスク着用や手指の消毒、お客様との間にアクリル板等が必要となります。
- ② 池子ヒルズに居住する方々との交流のため、展示・販売する商品やサービスに英語のメニュー表記にご協力をお願いいたします。
- ③ 会場への酒類の持込み、飲酒はできません。出店者による酒類の販売もできません。
- ④ 食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例が令和 4 年 6 月 1 日から施行されました。これに伴い、市民まつりにおいて簡易な食品調理を行う場合には、テント内に次の施設要件を満たす必要があります。営利目的の方や、他の行事も含め年間に複数回出店される方は、個別に臨時営業許可が必要となります。

### 【簡易な調理をとまなう食品販売にかかる施設の要件】

構造	屋根、側壁を有し、清掃しやすく、すべての設備を収容できるものであり、使用しない場合には、衛生的に保管できる構造の施設であること。
給水設備	蛇口のついた容量 18ℓ以上のふたの付いた容器を備え、使用する水は水道水又は水道法に定める水質基準に適合する水であること。
洗浄設備	器具類の洗浄設備及び手洗い設備を備えること。
排水設備	排水容器を備えること。
冷蔵設備	必要に応じて、取扱量に応じた性能と容量を有する冷蔵設備を備えること。
格納設備	食品及び器具・容器包装等を衛生的に保管できる格納設備を備えること。
食器類	食器類は、1 回使用した後に廃棄するものを使用すること。
廃棄物用設備	廃棄物（客が使用した食器類を含む。）を衛生的に処理するためのふたの付いた容器を備えること。
消毒設備	手指を消毒するための消毒用薬品を入れた容器を備えること。

※取り扱う食品の種類によっては、上記のほかにも設備が必要となる場合があります。

※同時に扱える品目数は 1 品目です。1 品目とは、同一の器具及び工程で調理するものを指します（開栓を行うのみの清涼飲料水等は品目数に含めません）。

※会場内に使用できる水道がありませんので、施設の例を参考に、飲用水の入った給水タンクや排水タンク等をご用意下さい。

